

## 入院児童生徒教育体制強化事業(平成30年度)

【事業の目的】 山梨大学医学部附属病院において入院加療している児童生徒に対する教育保障体制を強化する。

## 山梨県教育委員会

## (1) 関係機関が連携して支援する体制の構築

■ 在籍校から病院に入院した児童生徒に対して、当該病院の所在する教育委員会等と在籍校を所管する教育委員会等の継続した連携方法の構築に関する研究

- ・ワーキンググループによる研究会(転籍に関わる事務手続き等の簡略化及び円滑な連携に関する研究)

■ 県内全市町村教育委員会等への、入院児童生徒の教育保障体制強化の必要性等の研修

- ・病弱教育に関するICT機器の有効性に関する研修(1回)
- ・病弱教育関係者のための研修(2回)

■ 入院児童生徒の教育保障に関するチラシ・リーフレットの作成・配付

## (2) 入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた教育機会の確保

■ 入院児童生徒への復学又は転学を見据えた教育機会の確保に関する研究

- ・補充学習を行う人材の配置(週19時間×40週×1人)
- ・タブレット端末を利用した学習の実践

## (3) 進捗状況の把握、指導・助言、成果の検証

■ 運営協議会の設置・開催(全3回)

- ・進捗状況を把握、指導・助言
- ・成果の検証

■ 文部科学省連絡協議会への参加

- ・各地域の取組について

全県の入院児童生徒の教育保障体制の整備  
病弱教育の充実

# 平成30年度入院児童生徒教育体制強化事業実施要項

山梨県教育委員会

## 1 趣旨

山梨大学医学部附属病院には、県内全域から高度な医療を必要とする児童生徒が入院している現状があり、その多くが院内分校において学習している。1年以上の長期入院もしくは1か月程度の短期入院を繰り返す児童生徒の教育を充実させるために、病院内や前籍校、その設置者である各市町村（組合）教育委員会等の関係機関との連携の充実をめざしたネットワークのあり方についての調査研究及び効果的な指導方法についての研究等を実施することにより、山梨大学医学部附属病院において入院加療している児童生徒に対する教育体制を強化する。

## 2 実施期間

平成30年度4月2日（月）から平成31年度3月29日（金）

## 3 実施内容

### （1）「運営協議会」の設置及び開催（年3回）

- ・医療、教育、保健福祉等の関係者が、入院児童生徒の教育体制整備について課題を共有し、検討を行うため、運営協議会を設置する。

### （2）関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究

①在籍校から病院に入院した児童生徒に対して、当該病院の所在する教育委員会等と在籍校を所管する教育委員会等の継続した連携方法の構築に関する研究を行う。

- ・教育委員会担当者、院内分校の教員、特別支援学校のコーディネーター等の実務者によるワーキンググループによる研究会を実施する。
- ・本務者のコーディネーター業務の後補充として、補充学習を行う人材を配置（週19時間×40週×1人）する。

②県内全市町村教育委員会に対し、入院児童生徒の教育保障体制整備の必要性を周知するための研修会を実施する。

- ・病弱教育に関する理解啓発のため、講師を招聘し研修を実施する。
- ・市町村担当者会議等において、本事業で実施している研究の内容等を報告する。

### （3）入院児童生徒への復学又は転学を見据えた教育機会の確保に関する研究

- ・補充学習を行う人材を配置（週19時間×40週×1人）し、入院児童生徒等の復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関し、タブレット等を活用するなどの効果的な学習補充のあり方について研究を行う。

※この事業は、文部科学省の「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の委託事業として実施する。